

高山地区振興会会則

(名称)

第1条 本会は、高山地区振興会（以下「本会」という）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会は、事務所を十日町市春日町1丁目2番地2の高山コミュニティセンター（以下「センター」という）内に置く。

(目的)

第3条 本会は、高山地区住民が協力し合い地区の振興と活性化を図り、住みよい生活環境づくりをめざすことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的達成のため、一致協力して次の事業を行う。

- (1) 地区振興に関すること。
- (2) 各種事業の陳情及び請願に関すること。
- (3) 地区内の防犯及び防災に関すること。
- (4) 地区内の教養、文化、福祉及び青少年の健全育成に関すること。
- (5) 地区内における各種活動の援助に関すること。
- (6) センターの管理及び運営を行うこと。
- (7) その他本会の目的達成に必要なこと。

(会員)

第5条 本会の会員は、一般会員、事業所会員及び賛助会員で構成する。

- (1) 地区内に居住するものとし、ブロック制とする。
- (2) ブロックは次の行政区で構成される。
 - ア 高山2丁目、高山3丁目、高山4丁目
 - イ 錦町1丁目、錦町2丁目
 - ウ 美雪町1・2丁目、美雪町3丁目、桜木町
 - エ 春日町1丁目、春日町2丁目、春日町3丁目
 - オ 高田町4丁目、高田町5丁目、高田町6丁目
- (3) 本会の趣旨に賛同する地区内の事業所
- (4) その他本会の趣旨に賛同するもの

(事務局)

第6条 本会の事務局は、次のとおりとする。

- (1) 事務局員は、事務局長、書記及び会計があたる。
- (2) 事務局員は、会長の命を受け会計及び会務を処理する。
- (3) 事務局に事務補助者を置くことができる。

(役員)

第7条 本会は、次の役員を置く。

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 2名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会 計 | 1名 |
| (5) 書 記 | 3名 |
| (6) 幹 事 | 第8条第2号による |
| (7) 評 議 員 | 第8条第3号による |
| (8) 監 事 | 2名 |
| (9) 顧問及び相談役 | 第8条第5号による |

(役員の選出)

第8条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長の選出は、地区5ブロックの代表者による選考委員会（委員長は互選）により、地区全体より会長候補1名を選出し、総会において報告のうえ承認を得る。会長以外の役員候補（副会長2名・事務局長1名・会計1名・書記3名）は、各ブロックより1名ないし2名を選出し総会において承認を得るものとする。
- (2) 幹事は、市政事務協力員、地区体協・地区婦人会の正・副会長、地区消防団の部長・班長及び専門委員長がこれにあたる。
- (3) 評議員は、各町内の組長がこれにあたる。
- (4) 監事は、総会において選出する。
- (5) 本会は、顧問及び相談役を置くことができ、幹事会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員の任期)

第9条 本会の役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員の任期は2年とし、任期満了年度総会当日までとする。但し、再任は妨げない。
- (2) 幹事及び評議員の任期は、各所属団体の任期による。
- (3) 役員の任期中に変更があったときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- (4) 役員は、その任期が満了した後においても後任者が就任するまでその職務を行う。

(会議)

第10条 総会は幹事、評議員を構成員とし毎年1回（4月）開催し、臨時総会は必要に応じて会長が招集する。

2 総会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数とする。

3 次の事項は、総会の議決を得なければならない。

- (1) 前年度の事業報告並びに収支決算報告
- (2) 新年度の事業計画並びに収支予算
- (3) 財産の取得及び処分
- (4) 会則の改定
- (5) 会費に関すること。
- (6) その他必要とする事項

4 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

(役員の任務)

第11条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する。
- (3) 事務局長は、事務局の責任者として任務にあたる。
- (4) 会計及び書記は、それぞれの責任者として任務にあたる。
- (5) 幹事は、事業の企画及び推進にあたる。
- (6) 評議員は、事業の推進にあたる。
- (7) 監事は、会計監査にあたる。
- (8) 顧問及び相談役は、会長の諮問にあたる。

(事業組織)

第12条 本会は、前条の推進を図るため次の専門委員会を置く。

- (1) 生活環境委員会
- (2) 防災安全委員会
- (3) 文化広報委員会
- (4) 高山コミュニティセンター管理運営委員会

2 専門委員は、各行政区及び各種団体より選任された者をもって構成し、会長が委嘱する。

3 専門委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

4 専門委員会の正・副委員長は委員会で互選とする。

(会費等)

第13条 本会に必要な経費は、会費、負担金、助成金、交付金、寄付金及びセンター使用料その他の収入をもってあてる。

(特別会計)

第14条 次の各号に掲げる会計は、特別会計として一般会計とは区別し管理するものとする。

- (1) 高山地区神輿管理会計
- (2) 高山地区敬老会会計
- (3) 消防団後援費会計
- (4) 高山コミュニティセンター運営費会計

2 前項の会計予算及び決算は、総会に諮り、承認を得なければならない。

(役員の報酬・費用弁償)

第15条 予算の範囲内で報酬、費用弁償を支給することができる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(情報等の公開)

第17条 本会の規約、会員名簿、議事録、金銭出納帳、収支証票綴り及び備品台帳を備えなければならない。

2 会員はいつでも前項の帳簿書類等の閲覧を請求することができる。また、請求があったときは、会長はこれを許可し、関係者の立ち合いの上、閲覧させなければならない。

(その他)

第18条 この会則の定めのほか、必要な事項は、別に会長が定める。

附則

この会則は、平成16年4月4日より実施する。

この会則は、平成17年4月4日より実施する。

この会則は、平成18年4月10日より実施する。

この会則は、平成21年4月16日より実施する。

この会則は、平成24年4月1日より実施する。

この会則は、平成25年4月12日より実施する。

この会則は、平成26年4月1日より実施する。

この会則は、平成28年4月1日より実施する。

この会則は、令和3年4月1日より実施する。

(施行等)

この会則は、平成30年4月14日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

2 センターの管理及び運営については、この会則に定めるもののほか、旧高山コミュニティセンター管理運営規則を準用し、改正は会長が幹事会に諮り定めるものとする。

3 旧高山コミュニティセンター運営協議会の財産は、高山地区振興会が引き継ぐものとする。